## 広島地方裁判所委員会(第20回)議事概要

第1 開催日時

平成22年7月6日(火)午後1時00分~午後3時00分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]相澤吉晴,河合文江,木村 豊,芝田俊文,寺川良一,野崎 薫, 野々上友之,畑矢健治,松村秀雄,山田 康,吉原 誠,吉村幸子(敬 称略 五十音順)

[オブザーバー]石口俊一(日本司法支援センター広島地方事務所長)

「事務担当者]谷野事務局長,岩崎総務課長,倉迫総務課課長補佐

- 第4 議事(発言者: 委員長, 委員, オブザーバー。議事内容については, 別紙のとおり)
  - 1 新任委員紹介
  - 2 傍聴者について
  - 3 議事
    - (1) 法テラスの業務内容について
    - (2) 広島地方裁判所における裁判の迅速化について
  - 4 次回のテーマについて 裁判所の施設について
  - 5 次回期日

平成22年10月22日(金)午後3時

#### (別紙)

#### 1【新任委員紹介】

(委員長から,新任委員1人の紹介があった。)

#### 2【傍聴者について】

(委員長から,本日の委員会について,地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会の委員が傍聴される旨の報告があった。)

#### 3【法テラスの業務内容について】

(委員長から,オブザーバーとして出席いただいた日本司法支援センター広島地方事務所長石口氏の紹介があり,石口所長から法テラスの業務内容について説明を伺うこととなった。)

石口所長より,法テラスの業務内容について,概ね以下のような説明がされた。

- ・ 法テラスは,平成16年に制定された総合法律支援法に基づいて平成1 8年4月10日に設立された法人で,東京に所在の本部のほか,地方事務所が全国に50か所配置されており,広島地方事務所もその一つであること。
- ・ 法テラスの設置目的は,裁判所などの制度の利用をより容易にするとともに,弁護士や司法書士など,いわゆる法律のサービスにかかわる人たちから 身近にサービスが受けられる仕組みを援助することであること。
- ・ 法テラスでは,お問い合わせを受けたけた際,裁判所のみならず,ADR機関や,例えば,労働問題などは労働局の相談窓口などの関係機関と連携・協力するなど,その調整役を担っていること。
- ・ 法テラスの業務の柱としては、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁 護等関連業務、司法過疎対策業務及び受託業務が挙げられること。
- ・ 情報提供業務は,利用者からの問い合わせ内容に応じて様々な情報を提供する業務であり,東京のコールセンター(電話番号0570-078374)による情報提供のほか,広島地方事務所においては,電話や面談(週2

- 回)による相談も行っていること。また,法テラス広島地方事務所のホームページにおいても,各種の連絡先などの情報提供を行っていること。
- ・ コールセンターへの問い合わせとしては,金銭の借入れに関するものが圧倒的に多く,続いて,男女・夫婦に関するもの,労働問題,相続・遺言となっていること。
- ・ 民事法律扶助業務は,経済的余裕のない方が法的トラブルに遭った際に, 法律相談を行い(法律相談援助),弁護士や司法書士の費用の立替えを行う (代理援助,書類作成援助)業務であり,法律相談援助は無料であるが,代 理援助及び書類作成援助は費用がかかり,その費用を法テラスが立て替え, 利用者は後に分割して法テラスに支払うという制度設計になっていること。 なお,この法律扶助の制度は,従前は財団法人法律扶助協会によって担っ ていたものが法テラスに引き継がれたものであること。
- ・ 法律相談援助では,法テラスと契約している司法書士や弁護士が相談を担当し,3回までは同じ内容の相談を無料で行えるが,資力が一定額以下であることや,民事法律扶助の趣旨に適するものでなければならないという要件が必要であること。また,相談場所は,法テラスの事務所や契約弁護士,契約司法書士の事務所で行えるほか,高齢や障害等により外出が困難な方については,出張相談を行うこともあること。
- ・ 代理援助や書類作成援助については,法律相談援助の要件のほか,勝訴の 見込みがないとはいえないことという要件が必要であること。
- ・ 資力が一定額以下であることという要件については,月収が一定額以下であることや,保有資産が一定額以下であることが必要であるが,それ以外にも,例えば,病院の治療費や住宅ローンなどの生計費の状況をお聞きした上で判断していること。
- ・ 法テラスが立て替える費用は地域によって異なり,例えば,金銭的請求の ない離婚訴訟の場合,広島での着手金は,22万5,000円で,利用者は, それに実費を加えた金額について,原則として郵便局の口座から,毎月分割

して返還していただくことになること。ただし,生活保護を受給している方々は,月々の返済を猶予し,裁判が終了した段階で保護の状況に変更がなければ,返済を免除すること。

- ・ 国選弁護等関連業務は,逮捕,勾留,起訴された被疑者や被告人に,法テラスと契約している弁護士の中から国選弁護人の候補を指名して弁護活動を行わせ,その費用を支払うものであること。
- ・ 従前,被疑者段階での国選弁護制度は整備されておらず,弁護士会による 当番弁護士制度を実施していたが,現在は,被疑者に関しても国選弁護制度 が導入され,また,平成21年には対象事件が拡大されたため,被疑者国選 弁護の利用件数が非常に増えたこと。
- ・ 司法過疎対策業務は,裁判所支部の置かれている管轄に弁護士がゼロか1 しかいない,いわゆる「ゼロワン地域」など,弁護士が圧倒的に少ない司法 過疎地域の解消のために,弁護士が常駐する法テラスの地域事務所を設置す る業務であること。
- ・ ゼロワン地域の解消は、従前から、弁護士会や日弁連において、ひまわり 基金法律事務所の創設という形で取り組み、第1号の浜田を契機として、そ の後も全国規模で事務所の開設と活動援助を行っているが、司法過疎対策は、 一種の司法インフラ整備の問題であり、国が力を入れる政策であるとして、 法テラスにおいても、業務の柱となっていること。
- ・ 地域事務所は,ひまわり基金法律事務所がない地域や,あっても1つの地域に設置していること。
- ・ 犯罪被害者支援業務は,犯罪被害者の方々が必要とされている支援を行っている窓口の案内や,弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合においては,犯罪被害者の方々が二次被害に遭われないよう,メンタルトレーニングやケアについての研修を積んだ弁護士を紹介したり,被害者参加をされる場合の国選弁護制度に関する業務を行っていること。
- ・ 受託業務は,日弁連がこれまで援助してきた制度を受け継ぐなど,他の団

体から委託を受けて行う業務であり、日弁連からの委託による援助業務は、 国選弁護制度の対象とならない小さな事件での被疑者に対する援助、家庭裁 判所に送致された少年に対する援助(付添人)、犯罪被害者に対する援助、 難民認定申請など難民に対する援助、通訳の保障など外国人に対する援助、 人権救済を必要としている子供に対する援助、精神障害者等に対する援助、 生活保護申請など高齢者等に対する援助があること。

なお,統計的には被疑者に対する援助が多いが,平成21年度は国選弁護制度の対象事件拡大により減少し,反面,少年に対する援助が増えており, 今後も援助が必要であると考えられること。

- ・ 法テラスでは、全国規模の会報や各地方事務所ごとにニュースを作成する などの広報活動も行っているが、認知度調査において全く知らないと答えた 人が6割を超えているなど、認知度は上がっておらず、法テラスの活動内容 や状況について知っていただくとともに、一口1、000円から入会できる 法テラス応援組織「サポーターズクラブ」への入会もお願いしたいこと。
- ・ 法テラスの地域事務所や地方事務所には,スタッフ弁護士として活動している弁護士がおり,現在,広島地方事務所で勤務している中島弁護士及び佐藤弁護士は,法律扶助事務で契約弁護士が少ない場合の応援や,出張相談などを中心となって担っていること。また,このスタッフ弁護士は,地域の社会福祉協議会と連携をとり,福祉サービスに付随する行政手続の援助や相談など,弁護士の援助が足りない分野で一生懸命頑張っていること。
- ・ 広島地方事務所では、これまで4年間に、裁判所を始めとする弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会保険労務士会などの関係機関との協議会を5回行うなど、法的援助を必要としている方が一人で悩んだり、いわゆる事件屋の餌食になることがないよう、一番最初に相談に訪れる関係機関の方々との連携を深めることに力を入れていること。
- ・ 設立後は裁判所との距離が少し開いてしまった感もあるが,法テラス設立 前は裁判所とも連携しながら進めてきており,今後,市民の方々の力も借り

て,裁判所や弁護士会との連携を取りながら活動を続けていきたいと考えて おり,今後とも協力をお願いしたいこと。

その後,法テラスの業務について,委員らとの質疑応答がなされた。その概要は以下のとおり。

民事法律扶助業務において,利用者は,法テラスが立て替えた費用を分割返済するとのことであったが,返済はきちんとなされているのか。

返済を事実上免除している生活保護受給者以外の方々については返済を約束していただいているが,返済が滞り,その督促手続事務が増えてきているのも事実である。これについては,勝訴判決で得られたお金や話合いで解決して得られたお金を受任弁護士がいったん預かる制度としており,そこから未払分や,希望によっては立替金の残金全額を差し引いて本人にお渡しすることなども行っている。また,金銭的請求のない離婚訴訟の場合などで返済が滞った場合は,月々の返済金を低くするなど,柔軟な対応を行っているところである。返済を行わなくて済む基準を上げればこのような問題は少なくなるが,一般論としては,税金の使い方としてそれでよいのかという議論もあり得る。他方,多重債務問題などを放置すれば,一家離散,犯罪,心中など違った形での社会的に大きなトラブルが生じるという問題もあるため,返済不要の基準を高く設定できるよう,政府などと折衝しているところである。

法テラス設立後に裁判所との距離が少し開いてしまったとの話があったが、その原因及びそれについて法テラスとしてどのように考えているのか。また、認知度の低さに関連してサポーターズクラブの紹介があったが、何をサポートしていくのかということも含め、法テラスとしてはどのような方向に持っていきたいのか。

司法制度改革は、様々な規制を緩和して事後救済型の社会へ移行した場合の法的紛争の増加に備えるために、きちんと解決するための司法の受皿を作り、その容量を大きくして十分使えるよう、従来とは違った形で裁判

所を身近なものにするための様々な制度設計が行われたが、その中に、法テラスやこの地方裁判所委員会の創設も含まれており、法テラスとしても、いわば権利救済の最後の砦としての裁判所と連携して業務を遂行したいし、実際、法テラスを立ち上げる当初や裁判員制度が始まるまでは、裁判所ともスクラムを組んで動いていたということがある。現在は、法テラスも独立して業務を行っていることから、以前のようにスクラムを組む状況がなくなったという印象をお話ししたが、今は、いわば第二期に入っている段階であり、当初とは違う意味での協力関係や連携をどう築いていくかについて検討する必要があると考えている。

次に,サポーターズクラブは,法テラス寺井理事長の発案によるものであるが,会員の方々の口コミや個人ネットによる情報発信は,情報の広がりが大きいということもあり,当番弁護士の場合にサポーター制度によって市民に広がったように,困った時は「法テラスに行ったら。」という声をかけてもらえるようなサポーターを広げたいというのが正直なところである。

貸金業法の改正が行われた際,我々メディア側としても,金融機関や財務局等の相談窓口が整備されていることについての広報活動をさせていただいたが,このような法改正が行われる際に,法テラスの広報活動を積極的に行った方がよいと感じている。

宣伝が足りていないことは十分に認識しており,この一年は私も広報マンに徹するつもりである。

なお,貸金業法の改正の際,広島では記者会見等の十分な広報を行っていなかったこともあり,法テラスの名前が落ちていたが,法テラス本部においては,きちんとコミットしてバックアップや連携をとっている旨が明示された。

予算的な関係もあるが,民事法律扶助業務について,今後,さらに利用者が拡大していくのかについての見通しはどうか。

トータルの予算としては大きな変動はないが、頭打ちとなっているのが現状であり、法テラスとしても心配している点である。今後、多重債務問題や過払い問題は減少していくが、反面、離婚、相続、高齢者及び労働に関する相談は確実に増加し、かつ、解決のためには一定の援助が必要であるため、民事法律扶助業務は拡大していくと考えている。社会的な共通認識として、この費用が必要だという世論につながるかは、予算が維持されるかどうかということと関連しているため、活動することが予算措置を支える力にもなっているということで、そこで頑張りたいと考えている。

#### 4【広島地方裁判所における裁判の迅速化について】

(事務担当者から,資料2に基づき,広島地方裁判所における裁判の迅速 化について説明)

民事裁判の平均審理期間が短くなったのは平成10年ころまでである。 平均審理期間が短縮した一番の理由は、証人や当事者本人の尋問を集中的 に行う方式を採用したためであり、これは民事訴訟法の改正前である平成 の初めごろから全国的に取り組まれ、平成10年に改正民事訴訟法が施行 されたときには全国でほぼ定着していたものである。この集中的な証拠調 べの採用により、弁護士の仕事のやり方も変わったと思われるし、裁判所 もそれに合わせて変え、結果的に平均審理期間が短くなったものと思われ る。先ほど、広島地裁の平成21年度の平均審理期間が6.6月という説 明があったが、これは、早期に終局する過払金の事件が多数提起されて平 均審理期間が短縮されたに過ぎず、基本的には、この10年間の平均審理 期間は変わっていないと考えている。

また、相手が欠席したり、争いがなければ、判決を含めて2開廷で終わることから、二、三か月という審理期間の事件も一定数含まれており、したがって、この6.6月という平均審理期間の統計も、被告が完全に原告の主張を争っている事件に限定すればかなり異なる結果となるが、それでも昭和の時代や平成の初めころに比べると、平均審理期間は半分になって

いると思われる。ただし、半分になったとはいえ、6か月や9か月では終わっていないというのが実感であるため、本当に争いのある事案で民事裁判を利用される方にとっては、この数値よりは少し長くかかっているというのが実感であろうと思われる。そこを短くするというのが司法制度改革審議会意見書の趣旨であるが、なかなか達成されていないと考えている。

従前は、書面を期日の当日に提出したり、証人尋問において、主尋問と 反対尋問の期日を分けて行うなど、2年や3年かかるという裁判も多数あったが、現在はそのような状況にはない。弁護士サイドとしても、迅速な 裁判に協力するため、例えば、裁判所から書面の提出を1週間なり2週間 前に提出するよう言われた場合は、大部分の弁護士が期限までに提出して いると考えている。また、証人尋問についても、事前に陳述書という形で 内容を相手方に示したり、複数の証人がいる場合もまとめて1日で終わら すよう対応して裁判の迅速化を図っているが、依頼者には、裁判だと判決 までに1年くらいはかかるという説明を行うことが多い状況であると思う。

書面の提出については、特定の弁護士を除き、期限までにはほぼ提出されているというのが現状であると思われるが、期限どおりにならないのはやむを得ない面もあるとは思っている。

裁判が迅速化した大きな要因として証拠調べの方式の変更が挙げられる との説明であったが、期日の運営方法、つまり期日の回数や期日の間隔に ついての変化や動向はどうなっているのか。

現在は、期日の間隔を3週間とする裁判官が多いかもしれないが、大体は一月であり、20年前と比べて大きな変化はないと思われる。争いのある事件についての期日の回数は、主張を闘わせたり、証拠を集めるという期日の回数は変わっていないが、証人尋問は集中して行うため、回数としては少なくなっており、これが2年かかると思っていた事件も1年で終わるようになった原因だと思われる。

随分前に裁判に関与したことがあるが、当時と比べ、随分変わってきた

という印象である。

なお,資料2の図4では,民事第一審訴訟全体の平均審理期間は全国平均と大きな差はないが,過払金等を除いた広島地裁と全国平均の平均審理期間にはズレが生じており,この点についてどのように感じているか。また,広島地裁は,全国平均と比べてどの辺りの位置にあるのか。

全国平均との位置付けについてはよく分からないが、図4の全国平均とのズレについては、単なる数字の誤差であろうと思っている。ただし、図7で示されているとおり、医事関係訴訟や建築瑕疵損害賠償のように、平均審理期間の長い類型の訴訟については、進行をうまく行っている裁判所とそうでない裁判所との間の開きは大きく、その原因の一つは、大きな裁判所では医療訴訟などを専門的に行えるが、民事部が一つしかない裁判所だとそのようなことが行えないということがある。広島は人的にも事件数的にも上から10番目くらいであり、ほぼ平均的な数値ではないかと思われる。また、東京では弁護士の専門化が一番進んでおり、裁判所の専門化と併せて、裁判が早く終了することにつながっている。

なお,図7の労働関係訴訟については,不当労働行為を争うケースと未 払給与の支払を求めるケースとでは随分内容が異なり,労働団体関係の訴 訟は長くかかるなど,統計のとり方が難しいと思っている。

証人尋問を集中して行うことが民事裁判の迅速化につながることはよく 分かるし、そのような印象も持っているが、以前と比べ、進行協議や弁論 準備手続を有効に活用しているという印象もある。この点についてはどう か。

従前から弁論兼和解という形で、書面の交換だけではなく、自由な討議による争点整理を行ってきたが、民事訴訟法の改正により、新たに弁論準備手続という制度が整備され、漏れのない裁判を行うための争点整理を綿密に行うようになったことも裁判が短くなった原因であり、弁護士の負担も大きいが、協力していただいていると考えている。

## 5【次回のテーマについて】

(各委員において,次回委員会のテーマについての特段の意見はなかったため,委員長より,裁判所の各種施設を見学の上,改善点等の意見を伺うことが提案された。)

地方裁判所委員会が設けられた当初は,市民にアクセスしやすいような 設備に関する議論が行われ,ある程度改善された部分もあると聞いており, 当時とどの程度改善されたかということを含めて,裁判所の施設や設備を 見学することも有意義である。

次回のテーマは、裁判所の各種施設を見学の上、改善点等の御意見を伺うことでよろしいか。

(各委員了承)

## 6【次回期日】

平成22年10月22日(金)午後3時

## 広島地方裁判所委員会(第20回)進行次第

期日 平成22年7月6日(火)午後1時場所 広島地方裁判所大会議室(南棟3階)

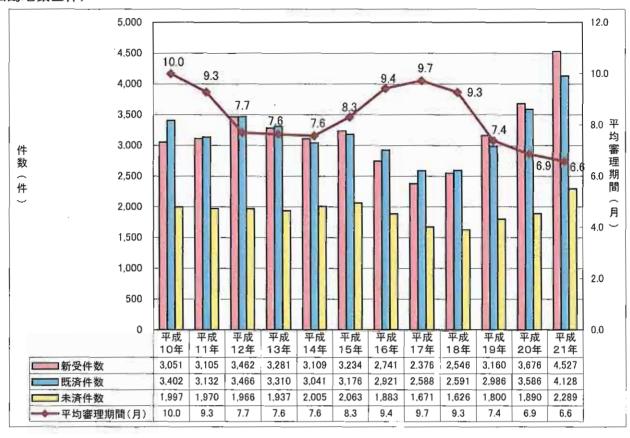
- 1 新任委員紹介
- 2 議事
  - (1) 法テラスの業務内容について
  - (2) 広島地方裁判所における裁判の迅速化について
- 3 次回のテーマについて
- 4 次回期日について

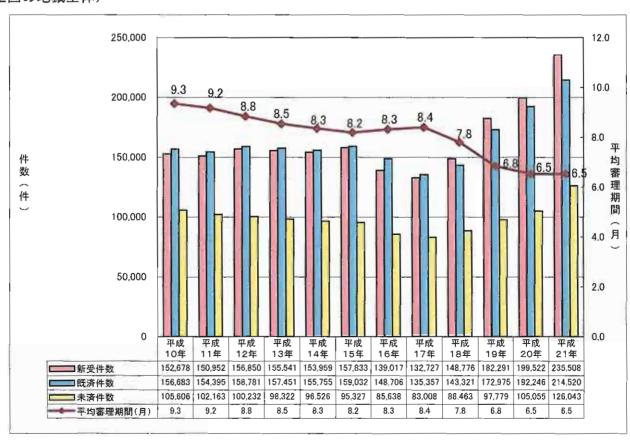
# 広島地方裁判所における裁判の迅速化について(統計資料)

- 【図1】 民事第一審訴訟における事件動向と平均審理期間の推移
- 【表2】 民事第一審訴訟における審理期間別の既済件数の推移
- 【図3】 民事第一審訴訟における事件類型別の既済件数及び平均審理期間(平成21年)
- 【図4】 平均審理期間(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))
- 【表5】 審理期間別の既済件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟 (過払金等以外))(平成21年)
- 【表6】 終局区分別の既済件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟 (過払金等以外))(平成21年)
- 【図7】 平均審理期間(民事第一審訴訟(全体), 医療関係訴訟, 労働関係訴訟, 建築関係訴訟(建築瑕疵損害賠償事件)及び行政事件訴訟)

#### 【図1】 民事第一審訴訟における事件動向と平均審理期間の推移

#### (広島地裁全体)





【表2】 民事第一審訴訟における審理期間別の既済件数の推移

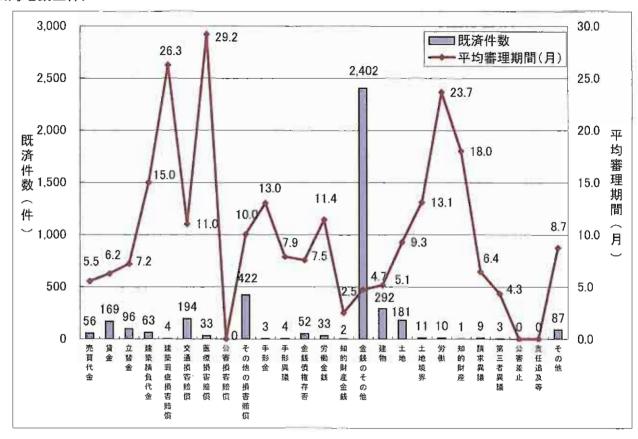
## (広島地裁全体)

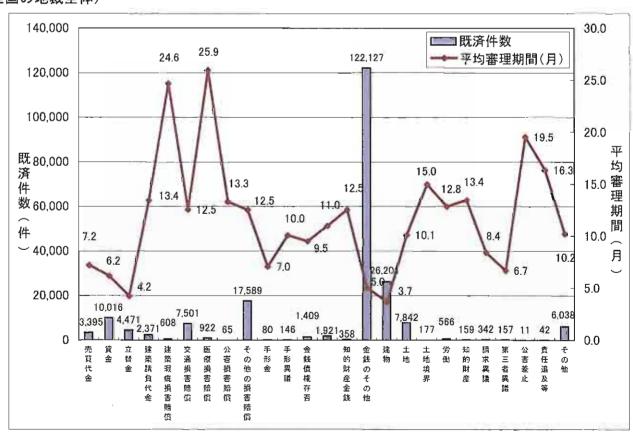
年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総数	3,041	3,176	2,921	2,588	2,591	2,986	3,586	4,128
6月以内	1,955	1,955	1,603	1,384	1,458	1,992	2,451	2,952
OTIENT	. 64.3%	61.6%	54.9%	53.5%	56.3%	66.7%	68.3%	71.5%
6月超1年以内	516	532	601	497	494	506	592	653
0万是1千次円	17.0%	16.8%	20.6%	19.2%	19.1%	16.9%	16.5%	15.8%
1年超2年以内	410	476	486	502	461	348	420	390
1十四2十以内	13.5%	15.0%	16.6%	19.4%	17.8%	11.7%	11.7%	9.4%
3年超5年以内	151	202	211	194	163	133	121	125
3年超3年以内	5.0%	6.4%	7.2%	7.5%	6.3%	4.5%	3.4%	3.0%
5年を超える	9	11	20	11	15	7	2	8
OH CKELO	0.3%	0.3%	0.7%	0.4%	0.6%	0.2%	0.1%	0.2%

年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総数	155,754	159,032	148,706	135,357	143,321	172,975	192,246	214,520
c B Pith	96,641	99,349	89,794	81,624	91,639	120,669	137,755	154,779
6月以内	62.0%	62.5%	60.4%	60.3%	63.9%	69.8%	71.7%	72.2%
6月471年11日	26,603	27,044	27,655	23,538	23,547	25,743	27,686	31,787
6月超1年以内	17.1%	17.0%	18.6%	17.4%	16.4%	14.9%	14.4%	14.8%
1年超2年以內	22,122	22,430	22,051	21,776	20,204	19,457	19,957	20,825
	14.2%	14.1%	14.8%	16.1%	14.1%	11.2%	10.4%	9.7%
った却に在ります。	9,430	9,424	8,596	7,899	7,543	6,779	6,552	6,843
3年超5年以内	6.1%	5.9%	5.8%	5.8%	5.3%	3.9%	3.4%	3.2%
5年を超える	958	785	610	520	388	327	296	286
	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%

### 【図3】 民事第一審訴訟における事件類型別の既済件数及び平均審理期間(平成21年)

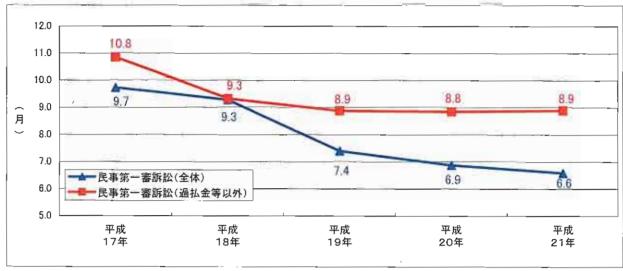
#### (広島地裁全体)





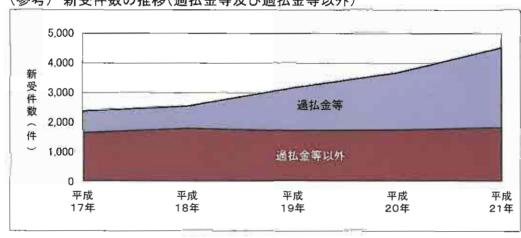
#### 【図4】 平均審理期間(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

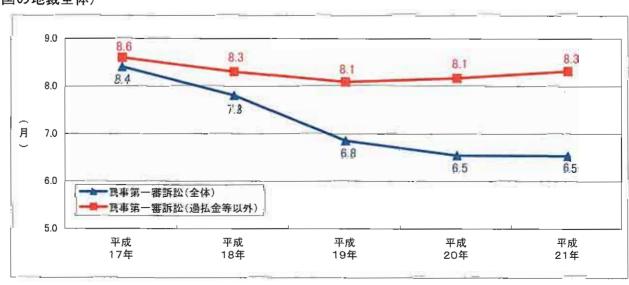
#### (広島地裁全体)



(注)「民事第一審訴訟(過払金等以外)」とは、多くの過払金返還請求訴訟が含まれる事件票上の事件類型である「金銭のその他」等以外に属する事件をいい、過払金返還請求訴訟のみを取り除いた統計データではないが、同訴訟による影響を除去した民事第一審訴訟事件のおおまかな傾向を示しているものと考えられる(平成21年7月公表の「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(概況・資料編)25~26頁参照)。

(参考) 新受件数の推移(過払金等及び過払金等以外)





# 【表5】 審理期間別の既済件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))(平成21年)

## (広島地裁全体)

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
総数	4,128	1,628
6月以内	2,952	899
Oners	71.5%	55.2%
6月超1年以内	653	375
0月起1年以内	15.8%	23.0%
1年初0年以中	390	257
1年超2年以内	9.4%	15.8%
2年超3年以内	84	60
2年起3年以内	2.0%	3.7%
の年初を在りば	41	30
3年超5年以内	1.0%	1.8%
E在士和云 Z	8	7
5年を超える	0.2%	0.4%

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)		
総数	214,520	87,743		
6月以内	154,779 72.2%	52,795 60.2%		
6月超1年以内	31,787 14.8%	15,637 17.8%		
1年超2年以内	20,825 9.7%	1 <b>4</b> ,003 16.0%		
2年超3年以内	5,013 2.3%	3,687 4.2%		
3年超5年以内	1,830 0.9%	1,393 1.6%		
5年を超える	286 0.1%	228 0.3%		

# 【表6】終局区分別の既済件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))(平成21年)

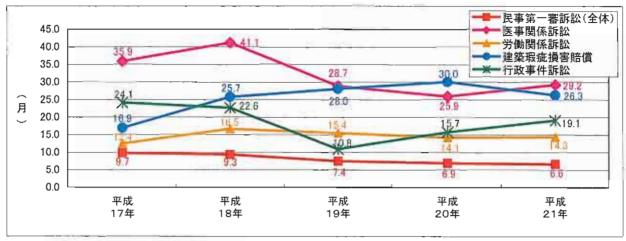
# (広島地裁全体)

終局区分	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
総数	4,128	1,628
判決	1,479 35.8%	898 55.2%
うち対席	1,124 27.2%	669 41.1%
和解	1,065 25.8%	475 29.2%
取下げ	1,504 36.4%	218 13.4%
それ以外	80 1.9%	37 2.3%

終局区分	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)	
総数	214,520	87,743	
判決	68,516	43,728	
刊次	31.9%	49.8%	
うち対席	46,480	27,393	
ノウ州市	21.7%	31.2%	
和解	59,207	30,227	
THAT	27.6%	34.4%	
取下げ	81,593	11,049	
AX I'I	38.0%	12.6%	
それ以外	5,204	2,739	
CAURT	2.4%	3.1%	

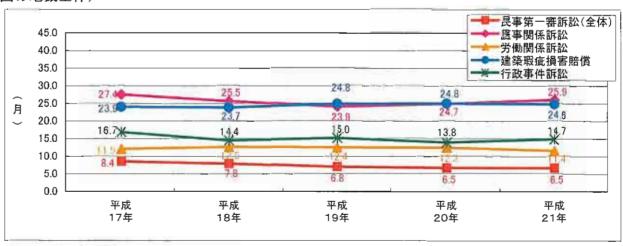
## 【図7】 平均審理期間(民事第一審訴訟(全体), 医療関係訴訟, 労働関係訴訟, 建築関係訴訟(建築 瑕疵損害賠償事件)及び行政事件訴訟)

#### (広島地裁全体)



(参考)新受。既済件数

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
民事第一審訴訟(全体)	新受	2,376	2,546	3,160	3,676	4,527
以中另一首的码(主件)	既済	2,588	2,591	2,986	3,586	4,128
うち医事関係訴訟	新受	19	31	33	22	16
プログラススの	既済	21	25	46	31	33
うち労働関係訴訟	新受	45	41	43	42	5
プラカ関係が訴訟	既済	45	46	71	38	43
うち建築瑕疵損害賠償	新受	12	1	2	1	;
75年未収加 頂 古和 頂	既済	10	6	3	2	- 4
行政事件訴訟	新受	27	37	37	43	34
11以中17所位	既済	29	40	38	46	40



(参考)新受·既済件数

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
民事第一審訴訟(全体)	新受	132,727	148,776	182,291	199,522	235,508
以事为 普萨茲(主体)	既済	135,357	143,321	172,975	192,246	214,520
うち医事関係訴訟	新受	982	899	927	852	708
プラム・中国水が四	既済	1,040	1,120	1,007	955	922
うち労働関係訴訟	新受	2,442	2,153	2,292	2,493	3,320
プラグ国民が開発	既済	2,465	2,278	2,208	2,131	2,487
うち建築瑕疵損害賠償	新受	644	511	483	523	455
乃廷未权胍员占阳良	既済	568	620	612	583	608
行政事件訴訟	新受	1,863	2,081	2,211	2,170	2,029
11 to T	既済	1,774	1,908	2,193	2,119	2,034